

いじめ対策の「い・ろ・は」 13号

令和8年10月 発行 岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

組織的ないじめ対応について

いじめの対応にあたっては、学校は未然防止の段階から組織的な対応を徹底することが重要になります。『岡山県いじめ問題対策基本方針』の改訂（以下、「本改訂」）を踏まえ、改めて学校の方針や体制を見直すことでいじめの未然防止・早期発見、適切かつ迅速な対応につながります。

★学校いじめ問題対策基本方針の見直しについて★

基本方針の策定

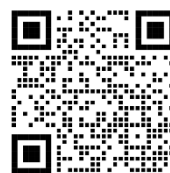
学校は、国又は県等の基本方針を参考にして、いじめ問題への対策についての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ問題対策基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）として定め、学校のホームページや学校だよりなどにより、保護者や地域の方が基本方針の内容を確認できるよう徹底し、その内容を必ず入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

『岡山県いじめ問題対策基本方針』、岡山県・岡山県教育委員会、令和8年8月



学校があらかじめ基本方針を説明することで、いじめに対する共通理解を図り、学校・家庭・地域の関係機関が協力体制を整えることにつながります。

CHECK



生徒指導 Leaflet@OKAYAMA Vol.48
「岡山県いじめ問題対策基本方針」改訂のポイント

見直しのポイント

(1) 生徒指導の4層構造に分類した具体的な取組が示されているか

生徒指導の4層構造を全教職員が共通理解をしたうえで、年間を通じて「いつ」「誰が」「何を」取組むのか示します。問題が起きたときの対応だけに留まらず、発達支持的生徒指導の視点を踏まえた未然防止の活動を効果的に位置づけます。また、本改訂では児童生徒にいじめを法的な視点から考えさせる取組を行うことなどが明記され、発達段階に応じて規範意識を醸成することも大切です。

(2) 本年度のいじめ対策の達成目標（重点）が設定されているか

本改訂では、学校のいじめ対策の取組をPDCAサイクルによって改善することが明記されています。学校でこれまで認知したいじめやいじめが起きやすい時期、生徒や保護者から相談された事案などを踏まえ、学校の実態に応じた達成目標を設定します。

(3) 関係機関との連携は実態に応じた形で示されているか

本改訂では、警察との連携強化について明記されています。学校の担当窓口を明確にしたり、非行防止教室等を通じて平時から関係づくりをすすめたりすることで、事案発生時の初期対応を円滑にします。

(4) 被害生徒と加配生徒の双方への支援が示されているか

いじめられた児童生徒の心情に寄り添いながら継続的な支援を行うと同時に、いじめた生徒へいじめの行為に至った原因や人間関係上の困り感などを丁寧にききとり、内省を促しながら学校生活へ復帰させる手立てを示し、再発防止に努めます。

★見直しに向けた方針について★



現行方針の形式的な修正にとどまらず、各学校の実情やこれまでの認知・対応状況を踏まえた見直しとなるような考え方が大切です。学校いじめ問題対策基本方針に基づき、いじめが起きたときだけでなく平時から「いじめ対策委員会」を機能させるなど具体的な対応をとることができるようになっていくか見直します。

見直しのスケジュールとチェックリスト

10月～12月 学校の実態分析



○いじめの認知について

- ☐ いじめの定義と、いじめを積極的に認知する姿勢が明確になっているか
- ☐ 認知件数の推移と認知のきっかけを確認したか
- ☐ SNS にまつわるいじめの状況を確認したか
- ☐ 重大事態につながる可能性のある事案を確認したか
- ☐ 長期欠席・不登校との関連を確認したか
- ☐ 保護者や地域の方から寄せられた意見について確認したか など

○初期対応について

- ☐ 管理職への報告ルートが明確になっているか
- ☐ いじめを重大化させないという考え方が示されているか
- ☐ SC・SSW・警察との連携方法が明確になっているか
- ☐ 記録の作成・保存について、全教職員で共通理解がとれているか など

○未然防止について

- ☐ 適切な教職員研修が位置づけられているか
- ☐ 人権教育や道徳教育などを踏まえた教育活動が位置づけられているか
- ☐ アンケートや教育相談実施後の情報共有の仕組みが明確になっているか など

1月～2月 学校いじめ対策組織で協議

- ☐ いじめ対策の達成目標（重点）について検討したか
- ☐ 学校の実態分析を踏まえ、自校ではどのようないじめが起きやすいか検討したか
- ☐ 重大事態を防ぐために平時からしておく取組を検討したか
- ☐ 加害者への成長支援の観点が位置づけられているか
- ☐ いじめの解消とその後の見守りが明確になっているか など

3月～4月 最終検討と周知の準備

- ☐ 方針の記載事項と実際に行う取組に整合性があるか確認したか
- ☐ 周知にむけた資料や役割について確認したか など

参考『新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて（通知）』（令和7年3月文部科学省）
『「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」のチェックリストを活用した平時からの備えに関する点検の調査結果及びこれを踏まえた対応について（通知）』（令和8年3月文部科学省）



児童生徒・保護者・地域の方に、学校のいじめについての基本方針を知ってもらい、学校との信頼関係を築き、組織的な対応を心がけ。